

市内 指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定特定相談支援事業所
指定一般相談支援事業所

管理者 様

横浜市健康福祉局障害施策推進課長

令和 6 年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書様式の掲載時期及び提出期限について (令和 6 年 4 月適用の体制届の提出について)

日頃から本市の障害福祉行政の推進に格段の御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における介護給付費等の算定にあたっては、「平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号」の規定により、前年度の実績を届け出ることにより、加算の算定の区分や、算定するサービス費等を決定することになっています。

届出書様式の掲載時期及び提出期限については、以下のとおり予定しております。

1 掲載時期

4 月上旬見込み

厚生労働省から様式等について、まだ示されていません。令和 6 年度の様式及び注意点等につきましては、厚生労働省から通知があり、確定しましたら別途通知をお送りします。(4 月上旬見込み)

2 提出期限

令和 6 年 4 月 15 日 (月) 必着

(令和 6 年 4 月 15 日 23:59 までに電子申請された届出については、4 月 1 日に遡って加算等を算定します)

(年度途中の適用は適用月の前月 15 日まで (例：7 月 1 日適用の場合、6 月 15 日までに電子申請))

事業所の皆様には非常に短い期間での作成となり、大変恐縮ですが、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

3 提出の必要があるサービス

(1) 必ず提出が必要なサービス

療養介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立生活援助、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A・B 型、就労定着支援、地域移行支援、計画相談支援

(2) 前年度から加算の変更がある場合に提出が必要なサービス

訪問系サービス、地域定着支援

(※) **横浜市では、全事業所（訪問系、地域定着支援は除く）を対象に体制届の提出が必要な予定です。**

(県の取扱いと異なりますので、ご注意ください。)

4 提出方法

4 月の通知掲載後に、横浜市 **電子申請システム** で申請してください。

(申請に必要なデータ (提出が必要な書類のデータ、エクセルや PDF 等) を準備した後、アップロード)

<<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/3c02990f-61fd-4998-af5c-ec47897fefe2/start>>

(ネットから検索する場合は「横浜市電子申請・届出システム」の「事業者向け手続き」からキーワード等で検索してください。『(指定障害福祉サービス等事業者) 体制等に関する届出書』)

※郵送での提出ではありません。ご注意ください

次ページあり

5 掲載場所

必要な書類の様式等の取得は、横浜市手続きガイドをご利用ください。なお、令和6年度の様式はまだ掲載しておりません。様式掲載後、別途通知いたしますので、掲載後ご利用ください。

<<https://ttzk.graffer.jp/city-yokohama/business>> (横浜市手続きガイド 事業者向けページ)
『介護給付費等算定に係る体制に関する届出ガイド』を選択してください。)

6 報酬改定に伴う体制届に関する問合せ

お問合せは、**5月15日まで開設している問合せ専用の電子申請システム**をご利用ください。

なお、報酬改定に伴う問い合わせについては、回答は厚生労働省のQ&A、留意事項通知掲載後となるため、回答をお待たせすることがありますので、ご了承ください。

報酬改定以外の問い合わせについては、順次回答いたします。

<<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/f147a604-d09e-4358-b581-0257679302f6/start>>

(キーワード検索で『報酬改定・体制届に関する問い合わせ』と入力してください)

日中に大量の事業所台帳更新作業を行っており、お電話でのお問合せに対応ができません。

(お電話で問合せを受けた場合は、電子申請によるお問合せに対応した後に電話対応させていただきますので非常にお待たせすることがあります。)

(参考：よくある質問)

Q1 体制届は変更があった事業所のみ提出か？

A1 全事業所必要です。ただし、訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）、地域定着支援は加算に変更があった場合のみ提出が必要になります。

Q2 令和6年度処遇改善加算計画書の提出期限はいつか？

A2 神奈川県が別途通知予定のため、そちらをご確認ください。

障害福祉情報サービスかながわ>文書/カテゴリ検索>6. お知らせ（県内共通）>3 福祉・介護職員処遇改善加算等に関するお知らせ

Q3 令和5年度の様式を使用してもよいか？

A3 不可です。必ず最新の様式を使用してください。なお、様式の取得は令和6年度の様式掲載後の横浜市手続きガイドをご利用ください。様式掲載後、別途通知いたします。

<<https://ttzk.graffer.jp/city-yokohama/business>> (横浜市手続きガイド 事業者向けページ)

Q4 4月15日を過ぎてしまった場合、どうなるのか？

A4 4月適用は不可です。新たに取得する場合は、最短で6月1日適用となります。

横浜市健康福祉局障害施策推進課施策調整係 指定担当

Eメール：kf-syotaisei@city.yokohama.jp